

## 社会福祉法人福寿会 役員等報酬規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福寿会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の他、評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

### (費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。（但し、施設長等の施設職員が役員の場合には支給しない。）

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

#### (1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

| 名 称   | 報 酬       |
|-------|-----------|
| 役員等日当 | 5, 0 0 0円 |

#### (2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

| 名 称   | 報 酬       |
|-------|-----------|
| 役員等日当 | 5, 0 0 0円 |

### (改 廃)

第4条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。